資料４

管理方針書

名称	**4　奥会津　森林生態系保護地域** （会津森林管理署ー会津計画区） （会津森林管理署南会津支署ー会津計画区）		
面積	85,542.44ha （保存地区：7,704.36ha、保全利用地区：77,838.08ha）	設定年月日	2007（H19）年 3月31日
		変更年月日	2022（R4）年 4月 1日
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	福島県 大沼郡金山町南澤国有林、嶽山国有林、横峰国有林、現燈山国有林、戸板山国有林、御神楽山国有林、三方倉国有林、松曽根国有林、新入山国有林、台山外１国有林、大妻国有林、棚神楽国有林、談合峰国有林、當子原国有林、南会津郡只見町猿倉山国有林、塩ノ岐・入山国有林、後山国有林、高幽国有林、小戸山国有林、西山国有林、大赤澤国有林、田子倉・入山国有林、楢戸澤入国有林、木ノ根山国有林、南会津町安越又国有林、家向山国有林、黒澤国有林、新道澤国有林、帝釈山国有林、桧枝岐村尾瀬岳国有林、束松山国有林、熊澤国有林 林小班： 〇保存地区 642ろ1,か,イ、643わ,か,イ4～7、633い1,イ2、1015イ1,イ4、1055い、1056そ、1058に2,に3,に4,イ1～2,イ4,ニ1～2、1059ロ1～7、1062ロ、1063い,ろ,は,ハ1～10,ニ、1101ろ1～4,は1～2,に1～2,ロ1～2,ハ1～3、1102ロ、1107ニ1～2、1110い2,ろ,は3,は4,に2,イ,ロ1～5,ハ,ホ4,ト1～2、1114と,イ,1115い,ろ,は,に,へ,と,イ1～2,ロ、1116ほ、1117ち、1118よ,た,ロ1,ロ5～6、1134に、1135ロ2、1136ろ,は,イ,ロ1～8、1137り2,り4、1138ろ2～4,イ1～4、 〇保全利用地区 609い1～2,は,に,ほ、611と,ち1～2,り,ぬ,イ1～5,に,ほ,へ,イ1～5、612に,ほ,へ,イ1～2、613ろ2,ろ3,は1,は2,に,ほ,へ1,へ2,と1,と2,と3,イ1、615い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,る,わ1～2,か,よ,た1～2,れ,そ,つ、616い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,イ1～2、617い,ろ,は,に,ほ,へ,イ1～2、618いろはにほへ1～19,と,ち,り,ぬ,る1～7,わ1～2、619い,ろ1～5,は,に、620い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,る,わ,イ、621い1～2,ろ,は1～2,に,ロ1～4、622い1,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,イ1～3、633い,ろ,は,に,ほ,イ1～2、634い,ろ,は,に,ほ,へ,と,イ、635い,ろ,は,イ1～2、636い,イ、637い,ろ,は,に,イ、638い,ろ,は,に、639い,ろ,は,に,ほ,へ、640い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち1,ち2,り,ぬ1～2,る,わ,か,イ1～3、641い1～3,ろ1～4,ほ、642い1～9,ろ2,わ1～11,よ,た,れ,イ1～3、644い,ろ,は,に,イ1,イ3～4、645い,ろ,は,に,ほ,へ,と,ち,り,ぬ,る1～2,わ,か,よ,イ1～9、646い,ろ1～2,は,に,ほ,へ,イ1～4、1016い,ろ,は,に、1017く,や,ま,け,ふ,こ,え,て1～6,あ、1018い1～2,ろ,は1～4,に1～3,ほ,へ1～3,と1～2,ち1～2,り1～3、1111い,ろ1～2,は,に1～3,ほ1～3,へ1～2,と,ロ1,ハ1～3,ハ5～9、1112い,ろ,は1～3,に1～8,ほ,へ,イ,ハ1～3、1113い1～2,ろ,イ1,イ3,ロ1～4、1114い,ろ,は,に,ほ,へ、1115ほ、1116い1～6,ろ1～4,は,に,ロ1～2、1117い,ろ,は,に1～13,へ,と,イ1～2、1118ち2,り1～2,ぬ,る,わ,か,イ1～2,ロ2～4、1120い1～3,ろ,は,に,ほ1～2,へ,と1～2,イ,ロ1～5,ハ1～4、1121い1～2,る,ホ、1129れ2～3,ね1～3,な,ら,む,イ1～2、1130に,る1～2,れ,な1,な5,の1～3,イ1～2,ロ1～6,ハ、1131ろ,は,に,ほ,へ,る1～6,わ2～9,そ2,つ1～2,な,ら,む1～2,う1～6,の1～2,イ,ロ1～2,ロ6～8、1132い1～10、ろ1～3,わ3,か1～3,よ,た1～2,れ,イ,ロ1～5、1134い,ろ,は,イ1～2、1135い2,に,る,わ,イ,ロ1,ロ3,ハ、1136い155,ろ1,は1,に1～2,ほ,へ,と,ち1～2,り1～2,ぬ1～2、1137い,は1～4,に1～9,ほ1～9,へ1～2,と1～2,ち,り1,り3、1138い,ろ1,は、1139い1～13,ろ1～5,は,に,ほ,へ,イ、1140い,ろ,は1～7,に,ほ,へ,ち1～5,　り1～8,ぬ1～7,る1～16,わ1～14,か1～3,よ1～5,た1～2,れ,そ,つ,ね,の3～7,ロ1～10、1039へ,と2～6,ち,り1～5,ぬ1～4,		

位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	る1～2、1040ほ1～2, へ, と, ち1～2, り, ぬ、1041り1～2, ぬ, る1～3, わ, か, よ1～3, た、1042い1～2, ろ, は1～2, に, ほ, へ, と、1045へ6～14, わ1～4, か, た, ハ、1046い1～12, ろ, は1～11, に1～2, は1～2, へ1～6, イ1～3、1047い, ろ, は1～7, に, ほ, へ1～2, と1～3, ち, り, ぬ, る, わ, か, よ, た1～2、1048い1～11, ろ1～8, は1～2, に1～2, ほ, へ1～2, と, ち, り, イ, ハ、1055い1, ろ, 1056わ3, れ, そ1, ロ3、1058い1, い2, い3, ろ1, ろ2, は, に1, に5, に6, イ3、1059い, ろ, は, に, ほ, へ, と, ち, り, ぬ, る, わ、1060い, ろ, は, に, ほ, へ, と, ち1～2、1061い, ろ1～3, は1～9, に, ほ, へ, と1～11, ち, り1～6, ぬ1～2, イ1～5, ロ1～3、1062い, ろ1～5, は, に, ほ1～2, へ, と, ち1～3, り1～2, ぬ, る1～3, わ1～2, か1～2, よ1, よ3, た, れ1～2, そ, つ, ね, な1～3, ら1, ら3～4, う, の1～6, お, く, や, け, ふ, ロ2～6, ハ, ニ1～8, ホ1～3、1065い1, い2, は, に1, に2, ほ, へ, と, イ、1101い、1102い, ろ1～5, は1～2, に, ほ, へ1～3, と1～2, は1～7、1103へ2～5, と1～2, ち, り, ぬ1～6, わ1～6, か1～6, た, れ, そ, つ, ね1～2、1104い, ろ, は, に, ほ, へ, と, ち1～5, り, ぬ1～5, る1～3, わ1～3, か, よ, た, れ, 1～2, そ, つ, ね, な1～4, ら, む1～12, う、1105い1～16, ろ, は1～2, に, ほ, へ1～2, と, ち1～3, り, イ, ハ, ニ1～4、1106い1～2, ろ1～3, は1～8, に1～2, ほ, へ, と, ち1～7, り1～6, ぬ1～15, ロ、1107い1～9, ろ1～6, は1～5, に1～2, ほ1～4, へ1～2, と1～2, ち1～2, り1～2, ぬ1～3, る1～3, わ1～2, ロ, ハ1～3、1108い1～4, ろ1～5, は1～7, に1～6, ほ, へ1～3, と1～2, ち1～2, り, ぬ, る1～6, ト1～5, チ、1109い, ろ, は1～3, に1～2, ほ1～2, へ1～2, と, ち1～2, ハ1～2, ニ1～3、1110い0～8, ろ0～9, は0～4, に0～1, イ1～4, ロ0～2, ハ0～3, ニ, ホ1～3、1122よ1～4, た1～3, れ1～3, そ, つ, ね、1123か1～4, ね, な, イ1, ハ2～3, ニ, チ2～10、1124は, に1～5, ほ1～10, へ1～3, ロ1～3、1125い1～5, ろ1～4, イ、1126い1～3, ろ, は, に, イ1～2、1127い1～4, ろ1～5, は1～2, に1～4, ほ1～4, へ1～2, イ1～3, 1141い4～6, ろ, は, に, イ、1015い, ろ, は, に, ほ, へ, と, ち, り, ぬ, る, わ1～2, か, よ, た, れ, そ, つ, る, な, ら, む, う, の, お1, く, や, イ2～3, イ5～14, ロ1～5, ハ1～3、1001い1～7, り, は, に1～2, ほ, へ, と, わ, か, よ, た, れ, そ, つ, ね, な, ら, む, う, の1～2, お, く, や1～8, ま, け1～6, ふ, こ, え1～4, て, あ, さ, き, ゆ, め, み1～6, し, ひ, も, せ1～5, す1～2, ロ1～35, ハ、1002い, ろ, は, に1～3, ほ, へ, と, ち1～2, り1～2, ぬ, る1～7, わ1～2, か, よ, た, れ, そ, つ, ね, な, ら, む, う1～3, ロ1～19, ハ

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	**設定目的** 会津地域の南西部に位置する駒ヶ岳、燧ヶ岳、帝釈山、田代山一帯で標高およそ1,000m以上の地域、さらに中西部の朝日岳、浅草岳、御神楽岳と連なる地域には、ブナ林を主体とした自然性の高い森林が広範囲に分布している。これら奥山のまとまった森林は、地域の骨格的な自然を形成している。また、野生動物の動物相も豊かであり、生態系を指標するイヌワシ、クマタカの生息も多く確認されている。とりわけ本地域から新潟県境にかけての峻険な奥山一帯は、日本に生息するイヌワシの個体群維持の中心地とも言うべき代表的な生息・繁殖地となっている。このため、これらの原生的な森林生態系を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため設定する。 **保護・管理の対象** 〇会津地方の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系。 〇奥会津森林生態系保護地域を構成する主要な群落であり、多種多様な動植物の生育・生息基盤となっている、ブナ群落、雪田草原、自然ササ草原、及び、生育・生息する動植物。 **特徴** 〇標高850m～1,750m。 〇本保護林は、標高1,000m以上の山地に自然性が高い森林を有し、特に亜高山帯以上の保存状況は良好であるする。亜寒帯・高山帯植性の占める割合が高く、また尾瀬地域に高層湿原を有する。全体の7割はブナクラス域の自然植生が占める。 〇急峻な奥山一帯は、イヌワシの代表的な生息・繁殖地となっている。動物相では、両生類9種、昆虫類数千種、鳥類141種、哺乳類32種が生息し、種数、個体数とも豊富。

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** ○保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。 **１　保存地区の森林の取扱い方針** （１）保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。 ①モニタリング調査 長期的変化の継続的観測・記録、生物遺伝資源の利用に係わる行為等、学術的研究その他公益上の事由により必要と認められる行為 ②非常災害のための応急措置として行う行為 山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置 ③入林者に周知を図るための標識類の設置等 ④既存の歩道（登山道）等の整備 ⑤その他法令等の規定に基づき行うべき行為 （２）森林等への立入りについては、次のとおりとする。 ①森林限界から上部や湿原地帯においては既設の歩道を利用するものとする。 ②森林内においては、植物の採種、樹木の損傷、焚き火等生態系に悪影響を及ぼす恐れのある行為は行わないものとする。 ③保存地区内における山菜、キノコ、落葉落枝等の採取は認めないものとする。 **２　保全利用地区の森林の取扱い方針** 保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。ただし、次に掲げる行為については、必要最小限の範囲において認めるものとする。 （１）前項（１）の（１）～（６）に掲げる行為 （２）国土保全のための治山工事等、及びその付帯工事 （３）大規模な開発を行わない森林レクリエーションのために必要な最小限の道路、建物等の設置 （４）避難小屋周辺や電気事業用施設の維持管理 （５）保全利用地区の趣旨に反しない範囲での山菜等の採取 （６）被害木及び枯損木の伐倒、搬出 なお、保全利用地区においては、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、地区内に含まれる人工林については、育成複層林施業等針広混交林化を図るために必要な施業を行い、将来は天然林に導くこととするが、猛禽類の繁殖が見られる箇所については、繁殖活動に支障がないよう特に配慮することとする。

	３　モニタリング調査に関する事項 （１）モニタリング（継続的観測・記録）については、次の各号に基づき実施するものとする。 ①モニタリングに当たっては、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、日常的な情報提供が可能な地域住民や自然保護団体等の協力を得つつ、きめ細かく実施する。 ②モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動植物種や植生型等を選定して実施する。動植物同士の種間関係や農林業等への影響（獣害等）の把握にも努めることとする。 （２）モニタリングの結果について、希少動植物の保護に配慮しつつ広く情報提供に努めるものとする。 ①調査結果の情報については、生態学、遺伝学等の学術的な有効利用を図る目的で広く情報提供に努める。 ②情報提供に当たっては、関東森林管理局開設のホームページにその概要を掲載する。
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年　ツキノワグマによる樹皮剥ぎの被害が見られるが、樹勢に影響を及ぼす程度ではないため、被害の程度や情勢に留意しながら調査を継続していく必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度・次回モニタリング実施年度：２０３０（R12）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、水源かん養保安林見込み地、国定公園第1種特別地域、国定公園第2種特別地域、国定公園特別保護地区、国立公園地種区分未定の特別地域（第1種相当）、国立公園地種区分未定の特別地域（第2種相当）、国立公園地種区分未定の特別地域（第3種相当）、国立公園特別保護地区、国立公園普通地域、都道府県自然環境保全地域特別地区、都道府県自然環境保全地域普通地区、都道府県立自然公園普通地域、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区
その他留意事項	・生態系保護地域の管理等については、「奥会津森林生態系保護地域設定方針」（平成 19 年 4 月 1 日運用開始）によるものとする。 **【留意事項】** **１　森林生態系保護地域に外接する森林について** 森林生態系保護地域に外接する森林については、森林生態系保護地域の急激な環境の変化をもたらすような施業は行わない等、慎重な取扱いを行うものとする。 **２　普及啓発活動について** 森林生態系保護地域設定の趣旨の徹底を図るため、保護地域の入口等に標識を設置するとともに、森林官等による巡視、リーフレットの配布等による普及啓発活動を行うこととする。 **３　その他** 森林生態系保護地域の管理、利用等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体、共用林野組合など地元協力者等との連携に努めることとする。 **【設定履歴】** ・2007（H19）森林生態系保護地域奥会津を設定 ・2022（R3）　森林生態系保護地域保全利用地区を拡充（1001, 1002 林班）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">6　飯豊スギ　希少個体群保護林　（会津森林管理署ー会津計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">36.00ha</td><td>設定年月日</td><td>1977（Ｓ52）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>1993（Ｈ5）年 4月 1日
2018（Ｈ30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">福島県 喜多方市飯豊山国有林

林小班：322と1</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
飯豊杉と称される天然スギの自生地で、学術上及び森林施業上の考証として貴重である。また、林業種苗法に基づく特別母樹・特別母樹林に指定され、遺伝資源の確保上貴重である。このため、天然スギが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇スギ（Cryptomeria japonica(L.f.) D.Don）。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群（特別母樹）に該当。
〇飯豊杉と称される天然スギの自生地。ア：希少化している個体群（気候的・土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群（特別母樹林）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上及び森林施業上の考証として貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高630～930m。
〇本保護林は鳥屋森山から延びる稜線の東斜面に位置し、飯豊杉と称される天然スギの自生地である。大部分がスギの純林で、特に稜線とその近くの斜面に多い。スギの密度が極めて高いため、他の種は少なく、林床はスギの落葉で覆われている。
〇保護林内は、胸高直径40～65cm程度のスギが優占する林相となっている。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０３０（R12）年度
法令等に基づく指定概況	林業種苗法に基づく特別母樹・特別母樹林

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧飯豊スギ植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1977（Ｓ52）4.1学術参考保護林鳥屋森天然スギを設定 ・1993（Ｈ5）4.1植物群落保護林飯豊スギを設定 ・2018（Ｈ30）4.1保護林再編（36.00ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">7　喰丸峠ケヤキ遺伝資源　希少個体群保護林　（会津森林管理署ー会津計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">5.93ha</td><td>設定年月日</td><td>1990（H2）年</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">福島県 大沼郡昭和村館越国有林

林小班：567て</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
樹齢300～500年のケヤキが生育し、林野庁指定の「森の巨人たち100選」に選定されている個体も生育している。老齢木からなるケヤキ林で、学術上及び森林施業上の考証として、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、老齢木からなるケヤキが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇ケヤキ（Zelkova serrata(Thunb.) Makino）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧喰丸峠ケヤキ林木遺伝資源保存林（567て）。
〇ミズナラ（Quercus crispula Blume）。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧喰丸峠ケヤキ林木遺伝資源保存林（567て）。
〇樹齢300～500年生の老齢木からなるケヤキ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上及び森林施業上の考証として貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高750～870m。
〇本保護林は樹齢300～500年のケヤキが生育し、以前は学術参考林であった経緯がある。自然環境保全基礎調査（環境省）では、ほぼ全域がブナ-ミズナラ群落となっている。また当地域は林野庁指定の「森の巨人たち100選」に選定されている個体も生育する。
〇胸高直径で100cmを超すケヤキの大径木は保護林の下部に偏って分布し、中部より上部は、中齢級のミズナラ林となっている。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年　保護対象であるケヤキの高木層～低木層及び稚樹等は健全に生育していると評価できるが、近年台風による大きな風害、豪雨被害等が頻発しており、暴風による被害が懸念されることから、定期的な巡視による確認、対応が必要。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０３０（R12）年度
法令等に基づく指定概況	なし

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧喰丸峠ケヤキ林木遺伝資源保存林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1976（Ｓ51）4.1学術参考保護林喰丸峠ケヤキ設定 ・1990（Ｈ2）林木遺伝資源保存林喰丸峠ケヤキを設定 ・2018（Ｈ30）4.1保護林再編（5.93ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">8　龍ノ山キタゴヨウマツ遺伝資源　希少個体群保護林　（会津森林管理署ー会津計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">5.63ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">福島県 喜多方市飯豊山国有林

林小班：329り2</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
急峻な尾根上に生育しているキタゴヨウマツの自生地で、学術上及び森林施業上の考証として、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、キタゴヨウマツの生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇キタゴヨウマツ（Pinus parviflora var. pentaphylla）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧龍ノ山キタゴヨウマツ林木遺伝資源保存林
(329り2）。
〇急峻な尾根上に生育しているキタゴヨウマツの自生地。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上及び森林施業上の考証として貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高470～690m。
〇保護林内は、スギとブナが優占し、キタゴヨウマツは尾根筋に生育している。保護林周辺の尾根部にもキタゴヨウマツの生育が認められる。胸高直径40-65cmのスギが優占し、60cm程度のキタゴヨウマツが尾根筋に生育する林相にある。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年　上層のキタゴヨウマツは健全に生育しているが、次世代を担う中低木が確認されていない。スギ大径木にツキノワグマによる樹皮剥ぎが見られるが、影響による樹勢の低下等は見られない。今後の生育に留意する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０３０（R12）年度
法令等に基づく指定概況	保健保安林

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧龍ノ山キタゴヨウマツ林木遺伝資源保存林）。 2015年モニタリング調査ではヒメコマツと同定されていたが、令和2年度モニタリング調査により改めてキタゴヨウマツと同定（旧龍ノ山ヒメコマツ遺伝資源希少個体群保護林） **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）林木遺伝資源保存林龍ノ山キタゴヨウマツ設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（5.63ha） ・2022（R4）龍ノ山キタゴヨウマツ遺伝資源　希少個体群保護林に名称変更

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">9　雄国沼湿原　希少個体群保護林　（会津森林管理署ー会津計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">174.13ha</td><td>設定年月日</td><td>1973（Ｓ48）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>1993（Ｈ5）年 4月 1日
2018（Ｈ30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">福島県 耶麻郡北塩原村猫魔山国有林

林小班：413い,ろ,ハ1～3</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
再生複合体が見られるよく発達した高層湿原で、ホロムイイチゴ、ヒオウギアヤメなどを多産し、当該地域では特に希少種が多い。国指定天然記念物にも指定されている。このため、希少種を多く含む高層湿原の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇湿原の代表種：ホロムイイチゴ（Rubus chamaemorus L.）、ヒオウギアヤメ（Iris setosa Pall. ex Link var. hondoensis Honda）。保護林設定管理要領第4の3の(2) オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（湿原といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。
〇生複合体（再生を繰り返す様々な選移段階の異なる相）が見られるよく発達した高層湿原。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（国指定天然記念物）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（湿原といった特殊な立地に成立している群落）に該当。

特徴
〇標高1,090～1,230m
〇本保護林は、中心に雄国沼が位置し、沼周辺には良く発達した高層湿原が成立し、希少種を多産する。湿原周囲の主たる樹種はブナ、ミズナラ等19～101年生の天然生広葉樹である。保護林全域が第1種特別保護地域に設定されている。湿原は再生複合体の見られるよく発達した高層湿原で、ホロムイイチゴ、ヒオウギアヤメなどを多産し、当該地域では特に希少種が多い。国指定天然記念物で、湿原植物観賞のため木道が設置してある。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇原則手を加えず、自然の推移に委ねることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	**5年**　過去5年間のモニタリングと比較し、湿原内の構成種や出現種数の変化が大きいため、調査頻度を増やし、湿原の変化をモニタリングしていく必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧雄国沼湿原植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1973（Ｓ48）4.1風致保護林雄国沼を設定 ・1993（Ｈ5）4.1植物群落保護林雄国沼湿原を設定 ・2018（Ｈ30）4.1保護林再編（174.13ha）

23利根下流森林計画区

■ 根本沢シオジ遺伝資源　希少個体群保護林（希少40）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">40　根本沢シオジ遺伝資源　希少個体群保護林　（群馬森林管理署ー利根下流計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">21.28ha</td><td>設定年月日</td><td>1988（Ｓ63）年</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（Ｈ30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">群馬県 桐生市根本澤国有林

林小班：464い</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
根本沢西側に源を発する桐生川の最上流地帯の峡谷に成立しているシオジ林であり、胸高直径で100cmを越える老齢木を含み、学術上及び遺伝資源の確保上貴重である。このため、土地的極相林として成立しているシオジが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇シオジ（Fraxinus platypoda Oliv.）保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（峡谷といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。旧根本沢シオジ林木遺伝資源保存林（464い）
〇峡谷に成立している高齢木・老齢木からなるシオジ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（峡谷といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高780～980m。
〇当該保護林付近は、根本沢西側に源を発する桐生川の最上流地帯で、川沿いの峡谷にシオジ林が分布している。シオジは太いもので胸高直径104cm、樹高20m内外。高木層は部分的にシオジが植被率100%で生育し、このような所は他の種が少ない。また、同地域では根本沢の右岸にトウゴクヒメシャラの生育が確認されている。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	**5年**　ニホンジカの長期的な過食圧による影響で低木層・草本層はほとんど見られない。シオジの実生は存在するが、ニホンジカにより幼齢期の生長が阻害され、長期的には更新木の確保が懸念される。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林、都道府県自然環境保全地域特別地区

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧根本沢シオジ林木遺伝資源保存林、シオジ、コメツガ、ミズナラ、464い）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1998（Ｓ63）林木遺伝資源保存林根本沢シオジを設定 ・2018（Ｈ30）4.1保護林再編（21.28ha）

25伊豆森林計画区

■ 八丁池・皮子平　生物群集保護林（群集13）

■ 皮子沢モミ　希少個体群保護林（希少 74）
■ 寒天モミ　希少個体群保護林（希少 75）
■ 黄楊の峯ツゲ　希少個体群保護林（希少 76）
■ 浄蓮ウラジロガシ・アカガシ　希少個体群保護林（希少 77）
■ 白川ウラジロガシ遺伝資源　希少個体群保護林（希少78）
■ しらぬたの池モミ・スギ　希少個体群保護林（希少 79）
■ 長九郎シャクナゲ　希少個体群保護林（希少 80）
■ 猫越ウラジロガシ　希少個体群保護林（希少 81）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">13　八丁池・皮子平　生物群集保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">716.03ha
（保存地区：569.17ha、保全利用地区：146.86ha）</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2022（R4）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 伊豆市 桐山892の2国有林、筏場827の1国有林、天城山地蔵堂入847の1国有林、河津町 梨本1460の1国有林、川津筏場1598の1国有林、東伊豆町 天城山白田入1744の1国有林、片瀬1442の1
林小班（保存地区・保全利用地区）：
181い～は、182い, ろ、201い, ろ、251い1～へ2, イ、278い, ほ、638い、639い 、672い2、675い2、690い、693い、694い、695い、
696い、697い、698い, ろ、699い、700い、701い、704い, ろ、705い, ろ、727い～は1</td></tr>
</table>

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	**設定目的** 八丁池周辺は、約15万年前に活動を終えた火山である天城山の西麓にあり、ヒメシャラを特徴とするブナを主体とした天然林である。一方で、皮小平は、約3千年前と地史的に新しい時期に噴火した溶岩上に成立している、モミやブナを主体とする天然林である。この一帯は、火山地形上に成立した天然林であるといった共通性を有しながらも、地史的には、新旧を対比できる特徴を有している。このため、火山地形の歴史を反映しているブナ・ヒメシャラ・モミを主体とした地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。 **保護・管理の対象** 〇自然状態が良く保たれたフォッサマグナ地域の典型的な森林である、火山地形の歴史を反映したブナ・ヒメシャラ・モミを主体とした多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。 **特徴** 〇標高950～1,230m。 〇天城山地に分布するブナ群落は、「日本のブナ林の植物社会学的体系の再構築」（福嶋ほか、1992）によれば、ブナ－ヤマボウシ群集に位置付けられている。この群集は、より内陸部に分布するブナ－スズタケ群集と地形的に住み分け、その群集に対してはヒメシャラなどが識別種となっている。当該地域の八丁池周辺および皮子平周辺のブナ群落には多くのヒメシャラが含まれており、このタイプのブナ群落は、関東森林管理局が管理する地域では唯一の存在であり、他の局の管内にも全く見られない特殊なタイプのブナ群落である。 〇八丁池周辺は、約70万年前から15万年前に噴火した天城火山本体溶岩により形成されており、地形的に緩やかな所が多いため、地質的な特性のほか地形的な特性も相まって、主に老齢木のブナや高齢木のヒメシャラを主体とした構成となっている。胸高直径30～100cm程度のブナの中齢木～老齢木が散在し、ホオノキ、ヒメシャラ、イヌシデなどの落葉高木が混生する林となっている。

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	○皮子平周辺は、カワゴ平火山噴出物により形成された保護林外縁部から北側に延びる溶岩流（軽石質）上にあり、土壌化が進んだ立地に成立している八丁池周辺のブナ群落とは違い、近隣の皮子沢モミ希少個体群保護林に代表されるようにモミの生育に特徴が認められる。旧皮子平ブナ・ヒメシャラ植物群落保護林の北側の国有地においても、モミを多くタイプのブナ群落が形成されており、この区域の地質的な特性が良く反映された群落が形成されている。一方で、約3,200年前に噴火した噴火口の窪地に位置している旧皮子平ブナ・ヒメシャラ植物群落保護林は、北側の軽石質溶岩の堆積地とは違い、ガラス質溶岩の堆積地のため地形的には平坦であり、また、窪地といった地形的な特徴も相まって、カワゴ平火山噴出物のモミの優占した植生とは違い、八丁池周辺と同様に、老齢木のブナが優占しヒメシャラの混在するブナ－ヤマボウシ群集が形成されている。ただし、ここに生育しているヒメシャラは、極相のブナの下に途中相のヒメシャラが密生しているものである。ブナ林を上層木として林内に樹高の揃ったヒメシャラが密生している。群落の高さは25～32m程度、胸高直径40～75cm（最大はブナ）程度である。 ○八丁池周辺と皮子平周辺を繋ぐ区域の地質は、約70万年前から15万年前に噴火した天城火山本体溶岩により形成されている。しかしながら、地形的には急峻なところも多いため、ブナ－ヤマボウシ群集に属しながらも、地形的な特徴から、急峻な場所には、イヌシデが優占または多く混在したブナ群落が広がり、また、土壌の薄い岩角地や風衝地には、コアジサイ やツツジ類が多く混在したブナ群落が形成されており、八丁池周辺には分布していないタイプのブナ－ヤマボウシ群集が分布している。また、所々には、ブナ、モミ、ヤマグルマなどの大径木も生育し、本区域のブナ－ヤマボウシ群集の希少性を裏づけることとなっている。
保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** ○保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保存利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。 １　保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。 ２　全利用地区 （１）天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 （２）必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為(ｴ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ４　保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為

モニタリングの実施間隔及び留意事項	**５年** ニホンジカの食害による影響が著しく、保護林全体で林床植生の生育が僅かであることから、保護対象種の後継が乏しく、ニホンジカの密度管理対策など講じる必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区
その他留意事項	平成30年4月1日に、旧八丁池ブナ群落林木遺伝資源保存林（ブナ、イヌシデ、ハリギリ、モミ、181い～は、638い、639い）と旧皮子平ブナ・ヒメシャラ植物群落保護林を統合した。 **【留意事項】** １　生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 ２　生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。 **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1林木遺伝資源保存林八丁池ブナ群落を設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（636.75ha） ・2022（Ｒ４）4.1保存利用地区設定（保存地区569.17ha、保存林利用地区146.86ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">74　皮子沢モミ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">11.26ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 伊豆市筏場827の1国有林

林小班：231い、234は</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
モミの天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ林で、軽石溶岩流上に生じたもので植生遷移上及び学術上貴重である。このため、分布限界に位置し、特殊立地に成立しているモミが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇モミ（Abies firma Siebold et Zucc.）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に生育している個体群）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（軽石溶岩上といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。
〇軽石溶岩上といった特殊な立地に成立している、天然分布の限界と言われる暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（気候的・土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に成立している群落）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（軽石溶岩上といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生遷移上及び学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高830～900m。
〇軽石溶岩流上に生じたモミを主とした天然林。モミやカエデ類、ヒメシャラなどの落葉広葉樹が混交する天然林で、モミやその他の落葉広葉樹は胸高直径100cmを超えるものが多い。モミの胸高直径の最大は140cm程度。
〇最上層を構成するモミは高齢から老齢木が多いことに加え、多くのものがテイカカズラやツルアジサイにより被圧され、樹勢が低下しつつあるものが見受けられる。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　上層を構成するモミは老齢木が多く、保護対象種の樹勢が低下傾向にあると考えられ、今後の生育状況に留意する必要がある。また、モミの低木や稚樹、実生がほとんど見られず、ニホンジカの剥皮害や食痕の痕跡が確認されており、今後の被害の増減に注意する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧皮子沢モミ植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林皮子沢モミを設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（11.26ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">75　寒天モミ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">11.29ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 賀茂郡河津町梨本1460の1国有林

林小班：635ろ</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
モミの天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立している、モミを主体とし、ブナ、ミズキ等の落葉広葉樹が混交する天然林で、植生遷移上及び学術上貴重である。このため、分布限界に位置するモミが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇モミ（Abies firma Siebold et Zucc.）、ブナ（Fagus crenata Blume）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に生育している個体群）に該当。
〇軽石溶岩上といった特殊な立地に成立している、天然分布の限界と言われる暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（気候的・土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生遷移上及び学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高830～960m。
〇保護林内の尾根部を中心に胸高直径70～115cm程度の高齢から老齢のモミが優占している。上層木はモミを主木とし、ツガ、ミズキ、クマシデなどから成る。林内にシキミ、ヤブツバキなどの暖帯要素の種が生育する。林床にはスズタケとアマギザサが優占するが、ササのない所ではヤマジオウなど多くの草本が生育する。
〇最上層を構成するモミは高齢から老齢木が多い。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	**５年**　林床植生にニホンジカによる食害の影響が顕著に現れており、保護群落の更新・持続的保全のため林床植生回復、ニホンジカ生息個体数の管理など対策について検討する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（寒天モミ植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林寒天モミを設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（11.29ha）

管理方針書

名称	**76　黄楊の峯ツゲ　希少個体群保護林**　　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）		
面積	18.85ha	設定年月日	1991（H3）年 4月 1日
		変更年月日	2018（H30）年 4月 1日
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	静岡県 賀茂郡西伊豆町大澤里771の1国有林 林小班： 459い,は		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	**設定目的** 標高1,000mの風衝地のブナとスズタケ等を主とする天然の疎林の中にツゲが群生しており、天城山では当該地に限られて自生するもので、学術上貴重である。このため、ツゲが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。 **保護・管理の対象** 〇ツゲ（*Buxus microphylla* Siebold et Zucc. var. *japonica*（Müll.Arg. ex Miq.）Rehder et E.H.Wilson）。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（分布が局限される個体群）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（隔離分布にあたる個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群（分布が局限される個体群、隔離分布にあたる個体群）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（風衝地といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。 〇風衝地といった特殊な立地に成立している、ブナ林下のツゲ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（分布が局限される群落）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（天城山で唯一の群落）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（風衝地といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。 **特徴** 〇標高950～1,010m。 〇保護林内は、 ブナが優占し、ツゲの分布は保護林北側のブナ疎林内の一部に限られる。ツゲの生育場所は、尾根を境に北側の民有林内に及んでいる。 〇本保護林に広く分布するブナ林は、雲霧林の様相を呈し、生育しているブナなどの落葉樹の樹幹には、マツノハマンネングサやオオクボシダなどの着生植物も見られ、特徴的なブナ林となっている。ブナの胸高直径は50～60cm程度。 〇ツゲの生育地は保護林の北部である。

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　保護対象種であるツゲは健全に生育しているが、林床植生はニホンジカによる過食圧により、ほとんど見られない。林床植生にニホンジカによる食害の影響が顕著に現れており、保護群落の更新・持続的保全のため林床植生回復、ニホンジカ生息個体数の管理など対策について検討する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧黄楊の峯ツゲ群生地植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林黄楊の峯ツゲ群生地を設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（18.85ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">77　浄蓮ウラジロガシ・アカガシ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">37.35ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 伊豆市桐山892の2国有林

林小班：
61ろ,ほ、93ろ,は、94い</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
常緑広葉樹林の分布限界に近い暖温帯上部に成立している、ウラジロガシ、アカガシを主体とし、ヤマザクラ、アカマツ等の老齢木が混交する天然林で、植生遷移上及び学術上貴重である。このため、分布限界に近いカシ類が生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇ウラジロガシ（Quercus salicina Blume）、アカガシ（Quercus acuta）、シラカシ（Quercus myrsinifolia）、スダジイ（Castanopsis cuspidata var. sieboldii (Makino) Hatus. ex T.Yamaz. et Mashiba）、タブノキ（Machilus thunbergii Siebold et Zucc.）。保護林設定管理要領第4の3の(2)イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部に成立しているカシ群落を構成する主要な個体群）。
〇アカマツ（Pinus densiflora Siebold et Zucc.）、ヤマザクラ（Prunus jamasakura）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）に該当。
〇常緑広葉樹林の分布限界に近い暖温帯上部に成立している、ウラジロガシ、アカガシを主体とし、ヤマザクラ、アカマツ等の老齢木が混交する天然林。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（気候的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部に成立しているカシ群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生遷移上及び学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高240～560m。
〇保護林内は、 胸高直径50～100cm程度のスダジイ、シラカシ、アラカシなどの高齢木が優占し、ヤマザクラ、アカマツなどの老齢木が混生する林となっている。カシ類を主体に常緑樹が各階層に生育しており、実生が多い。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　上層を構成するカスミザクラやアカマツ、ウラジロガシ等は老齢であるが健全に生育している。ニホンジカによる過食圧の影響により、林床植生はほとんど見られず、次世代を担う保護対象の低木、稚樹・実生はほとんど確認できなかった。大径木の根元にもニホンジカの食痕確認されており、生息密度が高い場所と考えられる。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧浄蓮暖温帯性植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林浄蓮暖温帯性を設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（37.35ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">78　白川ウラジロガシ遺伝資源　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">5.08ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 賀茂郡西伊豆町大澤里771の1国有林

林小班：
461ほ,へ、480い</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
分布限界に近い暖温帯上部に成立しているカシ林で、アカガシ、ウラジロガシ、スダジイ、タブノキを主体とし、ルリミノキ、カクレミノ等、多様な樹種構成をもつ天然林として、植生分布及び学術上、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、分布限界に近いシイ・カシ類が生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇ウラジロガシ（Quercus salicina Blume）、アカガシ（Quercus acuta Thunb.）、スダジイ（Castanopsis sieboldii（Makino）Hatus. ex T.Yamaz. et Mashiba）、タブノキ（Machilus thunbergii Siebold et Zucc.）、ルリミノキ（Lasianthus japonicus Miq.）、カクレミノ（Dendropanax trifidus（Thunb.）Makino ex H.Hara）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部に生育している個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧白川カシ群落林木遺伝資源保存林（461ほ,へ班、480い班）。
〇分布限界に近い暖温帯上部に成立している大径木からなるシイ・カシ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（気候的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部に成立しているシイ・カシ群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生分布及び学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高320～370m。
〇保護林内は、スダジイ、アカガシ等の常緑広葉樹にケヤキやオニイタヤ等の落葉広葉樹が混交する林分にあり、常緑樹、落葉樹ともに大径木により構成されている。保護対象樹種である常緑樹は、各階層に生育し、幼樹や実生も散在している。ケヤキやカエデ類等の落葉広葉樹は大径木が生育している。保護対象種であるアカガシ、ウラジロガシなどの常緑広葉樹の最大胸高直径は100cm程度である。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	**５年**　上層のシイ・カシ類の大径木は健全に生息しているが、次世代を担う稚樹・実生の個体数は少ない。ニホンジカによる食害の影響が顕著に現れており、保護群落の更新・持続的保全のため林床植生回復、ニホンジカ生息個体数の管理など対策について検討する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧白川カシ群落木遺伝資源保存林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1林木遺伝資源保存林白川カシ群落を設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（5.08ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">79　しらぬたの池モミ・スギ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">39.96ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 賀茂郡東伊豆町天城山奈良本入1533の1国有林

林小班：732い,ろ、733い,は</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
モミ、スギ等の針葉樹とケヤキ等の広葉樹が混交する天然林で、原生的状態を保ち、シラヌタの池はモリアオガエルの生息地として知られ、静岡県天然記念物「シラヌタの池とその周辺の生物相」に指定され、学術上貴重である。このため、モリアオガエルの生息地として貴重な針広混交林を形成している群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇モリアオガエル（Rhacophorus arboreus Okada et Kawano）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（静岡県指定天然記念物、静岡県RL準絶滅危惧(NT)）に該当。
〇モミ（Abies firma Siebold et Zucc.）、スギ（Cryptomeria japonica（L.f.）D.Don）、ケヤキ（Zelkova serrata（Thunb.）Makino）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）に該当。
〇モリアオガエルの生息地となっている、モミ、スギ等の針葉樹とケヤキ等の広葉樹が混交する原生状態を保った天然林。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（静岡県指定天然記念物、高齢木・老齢木からなる群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高240～560m。
〇モリアオガエルが生息するしらぬたの池周辺には、大径木のスギ、モミ、ケヤキが生育する。保護林の多くは、イタヤカエデや大径木のスギが混生する林分にある。モミやスギの大径木は多く生育している。
〇胸高直径で100cmを超すモミが優占し、200cm近いモミも生育する。
〇上層を構成するモミ、スギは、高齢から老齢木が多い。
〇モリアオガエルの繁殖環境として重要な、しらぬたの池の周辺環境については、池側面の斜面からの傾倒枝は好適な状態で水面上に張り出しており、モリアオガエルの産卵環境として機能している。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　保護対象種であるモミを含め、低木層、草本層が極めて少なくニホンジカの食害による影響が顕著に現れている。モリアオガエルの繁殖環境として重要なしらぬたの池の周辺環境については特に大きな変化は認められず、モリアオガエルの生息も確認できたことから、産卵環境としての機能を維持していると考えられる。池の流出口付近の土砂堆積による立木の枯損や裸地化が見られるため、今後の調査結果に留意する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０１５（H27）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２０（R2）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧しらぬたの池のモミ・スギ植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林しらぬたの池モミ・スギを設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（39.96ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">80　長九郎シャクナゲ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">7.38ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 賀茂郡松崎町天城山池代入1420の1国有林、西伊豆町大澤里771の1国有林

林小班： 511は、497い（小班分割した一部）</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
長九郎山頂部にある、ホンシャクナゲの亜種にあたるキョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）の群落で、学術上貴重である。また、保護林の一部には、キョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）の本来の生育立地であるブナ群落も分布している。このため、キョウマルシャクナゲ（同）が生育する群落、及び、ブナ群落の希少な個体群を保護するため設定する。

※キョウマルシャクナゲは、花はアズマシャクナゲと同じ5数性だが、枝振りにしまりがないこと、葉が大きく裏に毛がほとんどないことなど、ホンシャクナゲの特徴を持つとして、ホンシャクナゲの変種とされている。また、アマギシャクナゲは、キョウマルシャクナゲの品種であり、キョウマルシャクナゲに比べ、葉はやや厚く若葉の表面に白色の綿毛がある点で区別される。当該地域のシャクナゲは、両者が混在しているようであるため、変種名、品種名を確定させず、保護林名称は従来から用いられてきた『長九郎シャクナゲ』としている。

保護・管理の対象
〇キョウマルシャクナゲ（Rhododendron degronianum Kitam. var. kyomaruense（T.Yamaz.）Kitam.）、アマギシャクナゲ（Rhododendron degronianum Carrière var. amagianum（T.Yamaz.）T.Yamaz.）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（分布が局限される個体群）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（隔離分布にあたる個体群）、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群（分布が局限される個体群、隔離分布にあたる個体群）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。
〇ブナ（Fagus crenata Blume）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に生育している個体群）に該当。
〇キョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）が生育する群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（分布が局限される群落、高齢木・老齢木からなる群落）、イ：分布限界域等に位置する個体群（暖温帯上部から冷温帯下部に成立している群落）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（隔離分布にあたる群落）、オ：草地、湿地、</td></tr>
</table>

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。 **特徴** 〇標高920～990m。 〇キョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）は保護林内の尾根部を中心に分布している。キョウマルシャクナゲ（同）が多く生育している場所も上層はアカガシを主とする常緑広葉樹に覆われている。 〇キョウマルシャクナゲ（同）の本来の生育地であるブナが生育している区域は、保護林上部の一部である。
保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇原則禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとするが、保護対象種の特性を勘案して、必要に応じて保護管理に必要な最小限の伐採は行う。キョウマルシャクナゲの生育を脅かす上層のアカガシ等の常緑広葉樹、林内のアセビ等の間伐など。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　樹冠が閉塞しており、低木層が全体的に枯れ気味な傾向にあることから、保護対象種の樹勢に留意していく必要がある。林床植生にニホンジカによる食害の影響が顕著に現れていることから、保護群落の更新・持続的な保全のため林床植生の回復、ニホンジカ生息個体数の管理など対策について検討する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林

その他留意事項	平成30年4月1日に、保護林範囲を拡充、名称変更した（旧長九郎シャクナゲ植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林長九郎シャクナゲを設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（7.38ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">81　猫越ウラジロガシ　希少個体群保護林　（伊豆森林管理署ー伊豆計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">11.28ha</td><td>設定年月日</td><td>1991（H3）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2018（H30）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">静岡県 伊豆市桐山892の2国有林

林小班：
61ろ,ほ</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
高齢級のスダジイ、アラカシ、シラカシが優占し、当該地域の自然植生を示す群落として、植生遷移上及び学術上貴重である。このため、シイ・カシ類が生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇ウラジロガシ（Quercus salicina Blume）、スダジイ（Castanopsis cuspidata var. sieboldi(Makino) Hatus. ex T.Yamaz. et Mashiba）、タブノキ（Machilus thunbergii Siebold et Zucc.）。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる個体群）に該当。
〇高齢級のウラジロガシ、スダジイ、タブノキが優占し、当該地域の自然植生を示す群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群（気候的極相林、高齢木・老齢木からなる群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（植生遷移上及び学術上貴重な群落）に該当。

特徴
〇標高330～500m。
〇保護林内は、胸高直径40～90cm程度のウラジロガシの高齢木が優占し、スダジイ、アカガシ、タブノキなどの常緑高木の同齢木が混生する林となっている。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等 ６　その他法令等の規定に基づき行うべき行為
モニタリングの実施間隔及び留意事項	５年　保護対象種にナラ枯れ被害が発生しており、直ちに保護対象種が消失してしまうような状態ではないが、調査結果に留意し保護対策について検討する必要がある。ニホンジカの食害による林床植生への被害が顕著であることから、保護群落の更新・持続的な保全のため林床植生の回復、ニホンジカ生息個体数の管理など対策について検討する必要がある。 ・直近のモニタリング実施年度：２０２０（R2）年度 ・次回モニタリング実施年度：２０２５（R7）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、砂防指定地

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧猫越暖温帯性植物群落保護林）。 **【留意事項】** １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする **【設定履歴】** ・1991（H3）4.1植物群落保護林猫越暖温帯性を設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（11.28ha）

管理方針書

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">38　那須街道アカマツ遺伝資源　希少個体群保護林　（塩那森林管理署ー那珂川計画区）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td rowspan="2">40.09ha</td><td>設定年月日</td><td>1989（Ｈ元）年</td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>2022（Ｒ４）年 4月 1日</td></tr>
<tr><td>位置及び区域
（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）</td><td colspan="3">栃木県 那須郡那須町高久第1国有林

林小班： 101い,に 1</td></tr>
<tr><td>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</td><td colspan="3">設定目的
県道那須高原線（那須街道）の両脇に広がるアカマツを主体とする天然林で、明治23年から昭和22年までは旧宮内省所管の御料林であった。栃木県内唯一の風致保安林に指定されているほか、「とちぎの景勝百選」にも選定されているアカマツ林である。東日本型東海・関東型アカマツの自生地で、森林施業の考証として、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、アカマツが優占する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象
〇アカマツ（Pinus densiflora Siebold et Zucc.）。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる群落）エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、キ：その他保護が必要と認められる個体群（森林施業上の考証として貴重な群落）に該当。旧那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林（101い,に）。

特徴
〇標高300～330m。
〇保護林周辺部を含め. 保護林内は、胸高直径20～75cm程度のアカマツが優占する林となっている。県道付近および保護林南東部では下草が刈られている。</td></tr>
</table>

保護・管理及び利用に関する事項	**【保護・管理に関する事項】** 〇禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 １　目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ２　一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 **【利用に関する事項】** 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 １　学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 ２　山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ３　鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 ４　学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 ５　標識類の設置等
モニタリングの実施間隔及び留意事項	**５年**　確認された影響：病虫害（ﾏﾂｸｲﾑｼ）、遷移 マツ枯れ被害による影響を強度に受けており、アカマツの立木密度が減少傾向にある。また、低木層、亜高木層では広葉樹の被度が増加しており、今後の植生遷移に留意する。 ・直近のモニタリング実施年度：２０１９（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：　２０２４（R6）年度
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、風致保安林、鳥獣保護区

その他留意事項	平成30年4月1日に、名称変更した（旧那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林）。 【留意事項】 １　希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 ２　希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 ３　断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 **【設定履歴】** ・1989（H1）林木遺伝資源保存林那須街道アカマツを設定 ・2018（H30）4.1保護林再編（41.81ha） ・2022（R4）4.1保護林一部解除（1.72ha）